



# 特集 災害時要援護者登録制度

## 地域で支援する仕組みづくり ～災害時たすけあい台帳に登録を～

近年多発する台風や大雨などは、今までの予想を超える大きさや強さでたくさんの方の被害を引き起こしています。

その中でも、高齢者や障害のある人が被害を受けるケースが多く、その割合は被災者全体の約7割を占めています。

また、日本各地を襲う台風や大雨、高潮災害などの風水害のほか、津波など市にも大きな被害をもたらすと予想される「東南海・南海地震」の今世紀前半での発生が懸念されています。

地震などの大規模災害が発生した場合には、市や警察などの行政による公的支援（公助）の体制が整うまでに一定の時間が必要となります。そこで、災害発生初期における迅速な避難行動の支援や安否確認は、地域の自主防災組織などを中核とした「共助」による助け合いが必要不可欠となります。

市では、災害が発生したときや災害のおそれがあるときに自力で避難することが難しい高齢者や障害のある人で支援が必要な人（災害時要援護者）に配慮した福祉避難所の整備など公的な支援活動推

進のほか、日ごろから災害時要援護者が地域によって見守られ、災害時には安否の確認、災害（避難）情報の伝達および避難場所への誘導など地域で支える仕組み（ネットワーク）をつくることを目的として瀬戸内市災害時要援護者避難支援計画を策定しています。

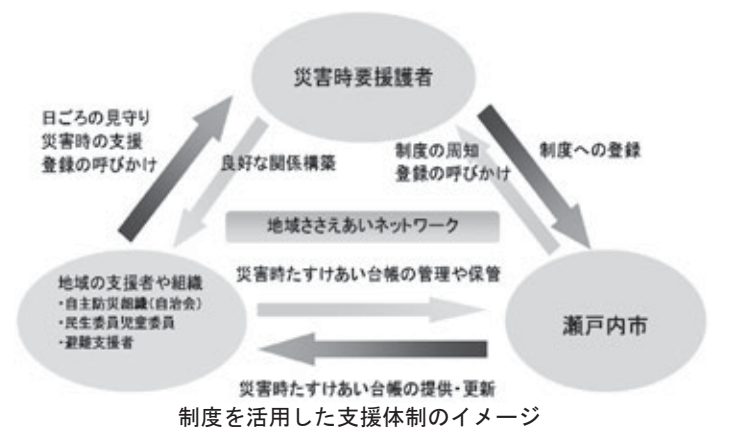
災害時要援護者登録制度は、この計画に基づいた、人的被害を最小限に食い止めるための取り組みの一つです。

### 災害時要援護者登録制度とは

災害が発生したときや災害のおそれがあるときには、災害時要援護者に対して、救助活動や安否確認、避難場所への誘導、災害（避難）情報の伝達や避難所での支援などが必要となります。

災害時要援護者登録制度とは、災害時要援護者の台帳（災害時たすけあい台帳）を事前に作成し、支援に役立てる制度です。

登録した情報は、市役所（福祉・防災・消防）、社会福祉協議会、自主防災組織（自治会）、民生委員児童委員、避難支援者が共有し、



支援に役立てます。

※個人情報、各機関・団体などにおいて適正に管理し、登録した人の安否の確認および避難訓練を含めた災害時の避難支援以外の目的には使用しません。

### 災害時要援護者とは

災害時要援護者として支援を受けられることができるのは、家族など

の支援だけでは避難することができなかつたり、家族などの支援を受けられない在宅の人で、次のいずれかに該当する人です。この機会に登録してください。

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯の人
- ・身体に障害のある人（身体障害者手帳1・2級を所持している人）
- ・精神に障害のある人（精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人）
- ・知的障害のある人（療育手帳Aを所持している人）
- ・介護保険における要介護度3以上の認定を受けている人
- ・難病にかかっている人
- ・その他支援を必要とする人（昼間ひとり暮らし高齢者など）

### 避難支援者とは

避難支援者とは、災害時要援護者に対して支援を行う隣近所をはじめとした地域の人や組織をいいます。

平常時には、日ごろの見守りを通して、担当する災害時要援護者

との良好な関係をつくります。

災害時には、担当する要援護者の安否の確認、災害（避難）情報の伝達、避難場所への誘導などの避難支援を行います。

ただし、災害の規模などによっては避難支援者本人や家族の安全確保を行うのが精一杯で、災害時要援護者の支援ができないことも考えられます。

本制度は、支援を確実に約束するものではありません。仮に支援できなかったとしても、避難支援者の責任が問題になることは決してありません。支援はあくまで、避難支援者の善意によって成り立つものです。

### 登録には申請が必要

災害時要援護者として登録するには申請が必要です。「災害時た



すけあい台帳登録申請書」に申請者の住所、氏名、緊急連絡先のほか、避難支援者の住所、氏名等を記入の上、平成23年8月末までに提出してください。なお、申請は、9月以降も随時受け付けます。

※避難支援者への依頼は、申請者本人が行い、必ず登録の承諾を得てください。

※申請書は、提出する窓口で配布しています。市ホームページからもダウンロードすることができます。

### 申請書提出先

福祉課、いきいき長寿課、保健福祉部 巨久分室、牛窓支所、裳掛出張所

登録を希望する人へのお願い  
自助の努力をお願いします

災害発生時には、自分の身は自分で守る「自助」による行動が最も重要です。支援を希望する人自身も、自宅の家具の固定や非常持出品の準備などできる限りの防災対策をはじめ、普段から地域の人との積極的なコミュニケーションを図ることで良好な関係を作って

本制度は、市の行う支援活動に役立てるだけでなく、災害時要援護者を地域で見守り、災害時には避難支援者が一緒に避難するといった「共助」による地域活動を支援するものです。

おきましょう。

### 地域の皆さんへのお願い

災害発生時、一緒に避難してくれる人や、日常生活で声をかけられる人の存在が、災害時要援護者にとっては大きな安心となります。地域の皆さんのご協力をお願いいたします。

### 問い合わせ先

支援計画および登録制度について  
地域安全推進室  
☎0869・22・3904

登録制度および高齢者の登録手続きについて  
いきいき長寿課  
☎0869・26・5948

登録制度および障害のある人の登録手続きについて  
福祉課  
☎0869・26・5943